

令和4年10月26日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員 杉 江 友 介 肥 後 洋一朗
原 田 亮

賛 成 者

大阪府議会議員 魚森ゴータロー 坂 上 敏 也
笹 川 理 おきた 浩 之
植 田 正 裕 牛 尾 治 朗
岡 沢 龍 一 前 田 洋 輔
西 田 薫 加 治 木 一 彦
藤 村 昌 隆 西 野 修 平
塩 川 憲 史

第2号意見書案

医師法及び保健師助産師看護師法の改正と運用の見直しにより 医師や看護師の欠格事項の厳格化を求める意見書

昨今、医療現場とりわけ精神医療の現場において、患者に対する虐待や性的虐待などの事案が数多く報道されている。

大阪府内でも認知症の患者への性的虐待が疑われる事案などがあったとして、精神科病院を精神保健福祉法に基づいて大阪府が指導していたというような事件が起きている。

現行、医師法第7条や保健師助産師看護師法第9条では欠格事項を定めているが、医道審議会で審査の対象となる要件は「有罪が確定した者」のみとして運用がなされており、「品位を損するような行為」を要件に処分の対象となった者は昭和57年を最後に一件もない。有罪が確定するまでには逮捕から相当の年月を要することもあり、その間対象となる医師や看護師は業務を続けることができることにより次なる被害者を出すケースもある。

医師らと患者の間には支配と被支配の関係が成立すると言っても過言ではないほど地位関係性に差がある。そのような中、医師らに無視や虐待をされたくない、病院から追い出されたくない、保護室（独房）で隔離されたり、拘束されたくない、強いクスリで意識を朦朧とさせられたくないなどの思いから、医師らの言いなりにならざるを得ず、時によっては、性的関係を強要されるケースや、そのような事情を口に出すことすら出来ずにいる患者が現に存在しているということを認識しなければならない。言うまでもなく、診療の機会における医師らとしての立場を利用したわいせつ行為は、医師らとして社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為で、国民の信頼を裏切る悪質な行為である。実際にこのような被害を受けている患者がいるということを鑑みると、現行法の規定が全く抑止力になっていないことがわかる。それどころか、現行の医師法及び保健師助産師看護師法の規定や運用のままでは、本来、より高いレベルの倫理観を要する職業に就きながら、その権限だけを悪用している一部の者の行為を助長し、医療本来の価値を台無しにしてしまっているとさえ言える。

以上を踏まえ、以下の法改正及び運用の見直しを求めるものである。

記

1. 患者に対して性的虐待を行った医師や看護師については免許を取り消し、その復権を認めないよう法改正すること。
2. 医師法第7条、保健師助産師看護師法第9条の運用に当たり、明らかに品位を欠く行為に該当すると認められる場合は、欠格条項の厳格な運用に改めること。
3. 刑事事件として逮捕された医師や看護師については、逮捕された時点で業務停止の仮執行を行い、有罪が確定した場合には更に必要な行政処分を付加するよう

改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
森 和臣

第3号意見書案

最低賃金の引上げによる物価高対策に合わせ、いわゆる「103万円の壁」等の見直しを求める意見書

本年10月より、最低賃金の引上げが実施される。8月の消費者物価指数が昨年との比較で3.0%上昇であるが、個別にみると「生鮮食品を除く食料」は4.1%上昇し、「エネルギー」全体では去年の同じ月と比べて16.9%上昇するなど、国民の負担は明らかに増大している。数十年ぶりに到来した物価高への国民生活の対応として賃金上昇が切に望まれる中、最低賃金の引上げを所得向上へと確実につなげることが大切である。

ところで、いわゆる扶養対象である方にとって、いわゆる103万円の壁及び130万円の壁が議論されてきた。併せて、106万円の壁も今後議論が予想される。これらの壁を越えて年収が増大した場合、かえって負担増となることから、当該壁の額以下となるよう労働時間を調整しようとする動機が生まれるとされている。すなわち、賃金政策として、最低賃金を増大させ労働者の収入を増大させようとしても、税制がその効果を減ずるよう作用しているのである。人手不足に悩む使用者にとっても、新たに労働者を確保する必要が生じることから、経済全体にとっても問題である。

これらの制度は、いずれも社会的必要に応じて設定されたものであり、現在においてもその意義は失われていない。一方で、社会制度全体として、働く意欲があり時間的制約も無い方を、働く時間を自制することへと誘導するものとなっており、制度全体を目的合理的なものとする観点から早急な是正が必要である。

よって、国においては、最低賃金の引上げに合わせて、各種社会制度についても目的合理的なものにすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
森 和臣

第4号意見書案

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

よって、国においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入し易い環境の整備と予算の拡充を強く要望する。

記

1. 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
2. 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
3. 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。
4. 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業推進交付金の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣

} 各あて

大阪府議会議長
森 和臣

第5号意見書案

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、国においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいてもデジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
デジタル田園都市国家構想担当大臣

各あて

大阪府議会議長
森 和臣

第6号意見書案

総合的難病対策を求める意見書

「難病」とは、不治の病に対して社会的通念として用いられてきた言葉で、その時代の医療水準や社会的事情によって変化してきた。厚生労働省では、昭和47年「難病対策要綱」を制定し、「難病」として行政施策の対象とする疾患を整理し、また、平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から「難病」の定義が見直されたほか、新たな医療費助成制度が開始され現在に到っている。

難病の種類は5千から7千種（厚生労働省調べ）と言われているが、このうち、医療費助成の対象となっているのは、指定難病338疾患、特定疾患4疾患、小児慢性特定疾病788疾患であり、大阪府下の患者数は、指定難病75,146人及び特定疾患94人、小児慢性特定疾病2,665人（政令・中核市除く、令和4年3月31日現在）である。

難病対策として医療費助成制度が開始されてはいるものの、ほとんどの患者が医療費の助成も無く、生涯医療費を払い続けなければならないのが現状である。

その上、難病など長期慢性疾患の場合は障害年金や福祉サービスの対象に該当しない方が多く、通院交通費などの自己負担に苦しむだけでなく、教育、就労、結婚など、社会生活の上でも大きなハンディを背負っている。また、身体障害者手帳を所持しない難病など長期慢性疾患患者に対する公的支援は障害者や高齢者に比べて大きく遅れているのが現状である。

今、健康な人でもいつどんな病気になるのかはわからない。

このようなことから、府民の生命と健康を守るための医療や、難病や長期慢性疾患患者の療養生活支援対策といった福祉の一層の拡充を行う必要があることから、下記の事項について、強く要望する。

記

1. 小児慢性特定疾病医療費助成制度において、成人期以降においても継続して医療費助成を実施すること。
2. 医療費が無料であった指定難病・小児慢性特定疾病の市町村民税非課税世帯に自己負担上限額が設定されたが、重症患者の医療費負担は命を絶つことに等しく、患者の負担増とならないよう、国として制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長
森 和臣